

道の駅潮彩市場防府等に設置する電気自動車等急速充電器の利
用に関する要綱

令和元年 1 1 月 2 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、道の駅潮彩市場防府等に防府市が設置する電気自動車等急速充電器（以下「充電器」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第 2 条 充電器の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 防府市新築地町 2 番地 3（道の駅潮彩市場防府内）
- (2) 防府市多々良一丁目 1 5 番 1 号（旧毛利家本邸駐車場内）
- (3) 防府市宮市町 1 1 1 番（観光駐車場内）

(利用対象車両)

第 3 条 充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車及びプラグインハイブリット電気自動車（以下「電気自動車等」という。）とする。

(利用時間)

第 4 条 充電器の利用時間は、第 2 条第 1 号に規定する充電器は終日とし、同条第 2 号に規定する充電器は午前 8 時 3 0 分から午後 6 時までとし、同条第 3 号に規定する充電器は午前 9 時から午後 7 時までとする。

- 2 1 回当たりの充電器の利用時間は、最長 3 0 分とする。
- 3 第 1 項及び前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、充電器の利用時間を変更し、又は利用を制限することができる。

(利用手続)

第 5 条 充電器を利用しようとする者は、株式会社 e-Mobility Power の提供する充電インフラネットワークサービス又は株式会社 エネゲートの提供するエコ Q 電システムに基づいた手続を執らなければならない。

- 2 充電器の利用料金は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 株式会社 e-Mobility Power の提供する充電インフラネットワークサービスの利用者は、充電器の利用カード発行事業者が設定する料金とする。

(2) 株式会社エネゲートの提供するエコQ電システムの利用者は、第2条第1号に規定する充電器は利用時間が初めの10分まで定額で250円、以降1分当たり25円とし、同条第2号及び第3号の充電器は利用時間が初めの10分まで定額で150円、以降1分当たり15円とし、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する金額を合計した金額とする。

(禁止行為等)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気自動車等の充電以外の目的で充電器を利用すること。
- (2) 指定された駐車スペース（以下「充電スペース」という。）の枠外に電気自動車等を駐車させて充電器を利用すること。
- (3) 他の自動車の駐車及び通行を妨げること。
- (4) 充電の完了後、充電スペースに駐車し続けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、充電器の管理上必要と認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

3 市長は、第一項各号のいずれかに該当する場合は、充電器の利用を許可せず、又は利用を中止、もしくは制限することができる。

(損害賠償)

第7条 利用者は、故意又は過失により充電器の設備を汚損し、又は毀損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

(免責事項)

第8条 利用者は、自己責任により充電器を利用するものとし、充電中の事故又は充電器の利用に伴う車両への損害については、市はその責を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。